

土門 剛

土門 剛 どもん たけし



【プロフィール】

1947年大阪市生まれ。早稲田大学大学院法学研究科中退。農業や農協問題について規制緩和と国際化の視点からの論文を多数執筆している。主な著書に、『農協が倒産する日』（東洋経済新報社）、『穀物メジャー』（共著／家の光協会）、『東京をどうする、日本をどうする』（通産省八幡和男氏と共著／講談社）、『新食糧法で日本のお米はこう変わる』（東洋経済新報社）などがある。大阪府米穀小売商業組合、「明日の米穀店を考える研究会」各委員を歴任。会員制のFAX情報誌も発行している。

この通常国会で通過するものと思っていた種苗法改正案、国会でのゴタゴタで成立が見送られた。

改正案は、優良品種の海外への不正流出を食い止める目的がある。国産農産物の輸出増強につながる法改正だけに、臨時国会での成立は確実だ。改正内容も全会一致の成立に相応しい。

仕切り直しの時間を利用して、改正案の意義を再確認しておきたい。同時に、法案に反対する少数勢力の主張にも耳を傾けてみよう。巷間に流布する「自家増殖は農民固有の権利」なる説だ。この説に基づく反対に果たして根拠はあるのか。

政策選択の判断ミスが海外流出をもたらした

種苗法改正の意図は、実にシンプル。法改正に伴い農水省知財課がこの3月に作成した「種苗法の一部を改正する法律案について」（法案説明文書）が分かりやすい。「日本で開発されたブドウやイチゴなどの優良品種が海外に流出し、第三国に輸出・産地化される事例があ

ります。また、農業者が増殖したサクランボ品種が無断でオーストラリアの農家に譲渡され、産地化された事例もあります。このようなことに懸念されるので、より実効的に新品種を保護する法改正が必要と考えています」

和牛の精液や受精卵の海外への持ち出しもまったく同じ性質の問題だった。こちらは、この4月に家畜改良増殖法と家畜遺伝資源不正競争防止法の法改正で対応。罰金を強化した。悪質な場合は、個人1000万円以下、法人3億円以下とした。この法改正で不正持ち出しに初めて効果的な規制をかけることができた。種苗法改正は、家畜改良増殖法の改正を迫るものだが、いずれも改正のタイミングは遅すぎた。

政府が、農林水産物・食品の輸出強化を呼びかけたのは、30年前からのこと。その動きが顕著になったのは、05年1月、当時の小泉純一郎首相が施政方針演説で「攻めの農政Ⅱ 国産農水産物輸出の振興」策をぶち上げたときだ。その後、政府は輸出

増強策を打ち出しながら、輸出の後方支援となる種苗法や家畜改良増殖法の改正に手をつけてこなかった。

農水省のサボタージュは、政府が「農林水産物・食品の年間輸出額の19年1兆円達成」を16年8月に打ち出したときも、種苗法と家畜改良増殖法の改正に着手しておかなかったことだ。その前年には農水省としては2回目となる「知的財産戦略2020」を策定。その中で「知的財産の保護・活用による海外市場開拓」を掲げていた。ところが当時の食品産業局長は、種苗法改正に着手せず、同戦略の中の「伝統や地域ブランド等を活かした新事業の創出」、地理的表示保護（GI）制度を優先させた。

この政策選択の判断ミスが後に被害をもたらしたことは、19年6月12日付け産経新聞の「シャインマスカットの苗木、中韓へ無断持ち出し和牛は精液をフェリーで」の記事が雄弁に物語る。以下の（ ）内は筆者による補足説明。

「国の研究機関で開発されたシャインマスカットは、苗木が何らかの方法で許可なく持ち出され、中国や韓国で栽培されている。しかも、生産されたシャインマスカットが東南アジアに輸出されていることも発覚。『コリアン・シャインマスカット』

冬のお化け 話で煽る 種苗法改正反対派に根拠なし

『陽光バラ』などとして販売されていることが分かっている。(略)イチゴの『レッドパール』『章姫』に関しては、日本の個人育種家が開発し、韓国国内の一部生産者に利用許諾をしていたが、何らかの経緯で苗などが第三者に流出して無断で増殖されたとみられている。(優良品種でもいったん海外に流出すれば)こうして無断で栽培され、販売されているのが分かっている。法律上、(海外持ち出しに) 打つ手が無いのが実情だ」

海外不正流出防止で国内産地を守る法改正

ここで品種登録制度についておさらいしておこう。種苗は1978年の種苗法制定時から一般品種と登録品種(新品種)のカテゴリーに分けられきた。

一般品種は、①在来種(伝統野菜など地域で代々受け継がれてきた品種)、②開発後に品種登録されたことがない品種(リンゴ「ふじ」、「コシヒカリ」、トマト「桃太郎」など)、③登録期間が切れた品種(「きらら397」、「サクランボ」紅秀峰)など。登録品種は、新たな品種の植物を育成した人が登録した品種。種苗における特許というイメージが分かりやすいか。現に米国では特許法下で

の「植物特許(plant patent)」という位置づけをしている。

品種登録制度では、一般品種になり新しい特性、つまり良食味、高い栽培適性、高い機能性を基準に審査したうえで、農水省が新品種として登録する。登録されれば、特許と同じように、新品種の開発者には、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売などを独占できる育成者権が25年間(木本・樹木は30年)付与される。さて今回の種苗法改正の目的は、優良品種の海外への不正流出を防いで国内産地を守ることにある。ポイントは、次の2点。

①輸出先国又は栽培地域を指定できるようにする。登録品種について、

■種苗法と農水省「知的財産戦略」の動き

1961	UPOV 条約 (植物新品種保護国際条約) 成立
1978	種苗法の制定
1982	UPOV (1978年改正) 条約締結
1998	種苗法の全部改正
	UPOV (1991年改正) 条約締結
2003	7月、種苗法一部改正 (罰則強化)
2005	12月、種苗法一部改正 (権利拡大)
	3月、農林水産省・知的財産戦略
2007	12月、種苗法一部改正 (侵害対応強化)
	3月、農林水産省・知的財産戦略
2015	5月、農林水産省知的財産戦略2020
	6月、GI法(地理的表示法)施行
	10月、新事業創出課を知的財産課に改組
2016	5月、農林水産省の輸出強化戦略
2018	4月、主要農産物種子法廃止
2019	3~11月、品種保護の在り方についての検討会
2020	3月、種苗法一部改正案を国会提出

育成者権者が利用条件(国内利用限定、国内栽培地域限定)を出願時に付した場合は、利用条件に反した行為を育成者権者が制限できることとする。農業者の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととする。

②登録品種に限り農業者による増殖は育成者権者の許諾を必要とする(禁止ではない)。

改正目的を産経新聞の記事に即して説明してみたい。種苗は、一般的には種苗会社から農協や種苗商・ホームセンターを通じて農業者へと流通する。育成者権者(ここでは種苗会社)が「国内利用限定、国内栽培地域限定」を利用条件にしておけば、流通ルートで入手した種苗を海外に持ち出すことはできなくなる。種苗出荷時に許諾という形で購入者と契約して、それに違反した場合は購入者にペナルティを果たすことになる。

現に山形県の特産サクランボの「紅秀峰」は、同県内の農家を通じて海外へ流出したケース。その農家を訪ねたオーストラリア人が1本の

枝を持ち出しタスマニアで産地化に成功、それが豪州産「紅秀峰」として6年後にわが国に逆上陸しようとして発覚した。

改正案に「農業者の自家増殖」にも育成者権者の効力が及ぶ項目を入れたのは、「紅秀峰」の二の舞を防ぐための措置。ただ農家が、育成者権者の許諾を得た場合は、この限りではないとする。今回の改正であらたに育成者権侵害となるこれら行為については、「流通差止めや損害賠償請求等民事上の措置に加え、個人の場合は懲役10年以下、罰金1000万円以下、法人には罰金3億円以下の刑罰の対象」になる。

海外への不正流出で意外な盲点がある。農家の庭先からのルートだ。とくに中国。目をつけた日本人篤農家に「技術指導を賜りたい」と言葉巧みにアプローチ。その気になった篤農家が種苗をトラックに忍ばせて訪中。それが中国の日本向け産地の育成につながったという話はよく耳にする。

そういう事態を防ぐためにも、育成者権者の許諾を得ないで無断増殖した者に対する罰則強化は極めて適正。種苗が知的財産であることを農業現場に浸透させる法改正になると思う。メディアも、登録品種の無断増殖が、記事の盗用・剽窃と同じ行為であることを認識すべきだ。

フェイク・ニュースに 飛びつく法改正反対議員

この種苗法改正に国会内で「待った」をかける動きがある。右代表は、法案提出の1カ月前にツイッターで「種苗法の改正法案、大問題です」と呼びかけた参院議員の福島瑞穂さんだ。社民党所属で比例区選出。弁護士資格を持つ方である。4月22日付けツイッターで「種苗法改正反対」のインフルエンサー（拡散役）を担っていた。

「今日の東京新聞の『こちら特報部』は種苗法改正法案をとり上げています。登録品種8700超で許諾必要になれば自家増殖が禁じられるのではないかと懸念をしっかりと上げています。種子法の廃止の時も農家の人たちに十分な説明もないまま成立をしました。種苗法の改正法案、大問題です」（4月12日付け）

さらにボルテージを上げた5月23日には、「検察庁法改正法案、スーパーシティ法案、種苗法改正法案、憲法改正のための国民投票改正法案などごり押しして成立させようとした安倍総理」と



ツイート。なぜか種苗法だけ「改悪」と強調。残念ながら福

島さんの指摘は的外れ。根拠も示さず東京新聞の記事に引きずられて拡散を呼びかけている様子が浮かび上がってきた。残念ながらその東京新聞は一発で分かるフェイクだ。

東京新聞の記事は、リード部分からいきなり論理破綻している。「農家の権利や地域に伝わる在来種を守る視点に欠け」という部分だ。在来種は一般品種の扱いなので、先に述べたとおり、自家増殖は何も禁止されておけない。検討会資料に目を通しておけば、この種の間違いは起きない。明らかにミス・リードなので軌道修正しておいた方がよい。

次いで「多国籍企業による種の集中支配を促しかねない」。主要農産物種子法廃止（18年）の際にも、そんな話をよく耳にした。多国籍企業を「モンサント」という固有名詞に置き換えてのプロパガンダもある。モンサントは18年にドイツの大手化学メーカー、バイエルに買収されて社名は消滅した。

これを「冬のお化け」と呼ぶ。出てきたためしがないからだ。日本の品種登録に旧モンサントのような多国籍企業が出願してくるケースは、ほぼゼロに等しい。現に78年の種苗法制定以来、旧モンサントが品種登録したのはコメで3件のみ。それも早々に日本市場から撤退。その品種

登録の権利は日本企業に譲渡されたが、市場では相手にされなかった。

これは多国籍企業にとって、日本の種苗マーケットが魅力ではないことを雄弁に物語るエピソードだ。ちなみに世界のコメ生産は7億7000万t。うち日本の生産量は978万t（いずれも17年国連食糧農業機関）。巨額の開発費をかけて品種改良に成功しても、回収不可能な市場規模。もともとビジネスとしては成り立ちにくいのだ。

野菜はもつとハードルが高い。多品種少量生産。もとより多国籍企業には不向きなマーケットだ。彼らはグローバル・サイズの作物しか相手にしない。麦、トウモロコシ、大豆などの類いだ。農業現場の実情が頭に入っておれば、冬のお化け話はまず口から出てこないものだ。

東京新聞記事の矛盾点を整理しておこう。2点ある。まず記事に整合性がない。次いで登録品種の自家増殖についての記述がきわめて不正確。これでは読者に誤解を与えてしまう。

整合性の点。在来種を守れという結論を示しながら、それを裏打ちすべく集めた農家のコメントが、皮肉なこと（在来種の自家増殖（種採り）に注文をつけていないことだ。法

改正により、育成者権者の許諾が必要となる。一般的に考えられるのは、許諾と引き換えに育成者権者が不正流出した場合のペナルティ措置をつけてくることだ。海外への不正流出を防ぐには、現段階ではこれが有効に働く。

ところが、引用した農業関係者のコメントは、「農家の自家増殖を禁じたところで、種の持ち出しはできず、海外で品種登録するより対策はない」と法改正に異議を述べている。農業関係者を名乗るなら、逆に優良品種の海外への流出対策を積極的に提案すべき。極めて無責任な発言だ。

5月26日、議員会館の福島事務所へ電話をかけて「改正案に反対する根拠は」と質問してみた。議員に問い合わせてみるというので、翌朝も電話をかけたが、要を得た回答はなかった。

このズサン極まる記事を根拠に「種苗法の改正法案、大問題です」と呼びかける福島さんにあえて問いたいことがある。よく調べもせず種苗法改正に反対して、国内の優良種苗が海外へ不正流出して、その種苗で生産された農産物が日本に輸出され、国内の産地が壊滅などして生産者が大損害を被ったなら、あなたはどのように責任をとられますか。